

監査結果公表第19-18号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第10回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第8回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第6回措置の通知、平成17年度包括外部監査結果に基づく第4回措置の通知、及び平成18年度包括外部監査結果に基づく第2回措置の通知の公表について

平成20年3月3日

八尾市監査委員	富永峰男
同	浜田澄子
同	内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者	北山諒一

記

1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第10回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第8回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第6回措置の通知、平成17年度包括外部監査結果に基づく第4回措置の通知、及び平成18年度包括外部監査結果に基づく第2回措置の通知

平成20年2月27日 企地第150号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企地第150号  
平成20年2月27日

八尾市監査委員 富永 峰男 様  
                  同          浜田 澄子 様  
                  同          内藤 耕一 様  
八尾市監査委員職務執行者 北山 諒一 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年1月21日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

・監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

・監査の対象

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成17年度包括外部監査について

・監査の対象

「公の施設」の管理運営について

○平成18年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

・平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H20.1.21までの措置の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、固定資産の減価償却を実施することは市の財政に関係することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、固定資産の減価償却を実施することは市の財政に関係することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、退職金支払義務額を退職給与引当金として計上することは市の財政状況に影響することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、退職金支払義務額を退職給与引当金として計上することは市の財政状況に影響することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	包括外部監査の指摘への対応として、外部の専門家からの意見を聴取するため、公認会計士に依頼して意見聴取し、それを参考に検討した結果、平成20年度からの会計処理を消費税込で統一してまいります。	包括外部監査の指摘への対応として、外部の専門家からの意見を聴取するため、公認会計士に依頼して意見聴取し、それを参考に検討した結果、平成20年度からの会計処理を消費税込で統一してまいります。
2	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市の財政状況に影響するため専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市の財政状況に影響するため専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。
3	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	平成13年度以降、欠員不補充を実施し、平成18年度末で24人の減員を図っており、今後も引き続き職員数の削減、車両の減車等を毎年計画的に実施し、それに基づいて委託料の計画的削減を図ってまいります。 (注;八尾市清協公社将来計画策定検討委員会の計画策定の中で、欠員不補充の実施を平成13年度からの取り組みとして、改めて整理したことから、今後整合を図るため、平成13年度以降からの記載としております。)	平成12年度から欠員不補充を実施し、この7年間で28人の減員を図っており、今後も引き続き職員数の削減、車両の減車等を毎年計画的に実施し、それに基づいて委託料の計画的削減を図ってまいります。

4	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、公社職員の雇用問題と表裏一体の関係であり、八尾市清協公社将来検討委員会で段階的廃止を引き続き検討して解決を図ってまいります。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会の職員数削減計画に応じて、し尿収集等業務に特化すべく段階的廃止を労使間で十分協議するとともに、八尾市清協公社将来検討委員会で段階的廃止を引き続き検討して解決を図ってまいります。
5	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設しました。他の縮小スキームについては、業務形態等から実施が困難な点もあり、清協公社独自の将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討してまいります。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設しました。他の縮小スキームについては、業務形態等から実施が困難な点もあり、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討してまいります。
6	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度に改善できるよう努めてまいります。
7	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度に改善できるよう努めてまいります。

(2)財団法人八尾市文化振興事業団〔一般会計〕について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H20.1.21までの措置の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度・平成19年度と計画的に引当金の計上を行っており、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度・平成19年度と計画的に引当金の計上を行っており、平成20年度には要支給額の計上が完了します。

(3)財団法人八尾市文化振興事業団〔特別会計〕について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H20.1.21までの措置の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度・平成19年度と計画的に引当金の計上を行っており、平成20年度には要支給額の計上が完了します	平成18年度・平成19年度と計画的に引当金の計上を行っており、平成20年度には要支給額の計上が完了します。

(4)財団法人八尾体育振興会について

(取り組み済み)

(5)財団法人八尾市緑化協会について

(取り組み済み)

・平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容

(1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(取り組み済み)

(2)各補助金について

自治振興委員会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局としての業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	ご指摘の内容を踏まえ、八尾市自治振興委員会の自立性・自主性をより高める必要があるとの認識に基づき、機会をとらえて、より自主的な運営を同委員会側に働きかけるなど、引き続きその改善に努めているところです。	ご指摘の内容を踏まえ、八尾市自治振興委員会の自立性・自主性をより高める必要があるとの認識に基づき、機会をとらえて、より自主的な運営を同委員会側に働きかけるなど、調整を進めています。

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	八尾市遺族会：事務局業務について	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当が実施している。会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。	遺族会の事務処理を、円滑に移行していくため、情報や組織運営方法について、引き続き積極的に情報提供しております。	遺族会の事務処理を、暫時移行していくため、必要とされる情報や組織運営方法について、引き続き積極的に提供しております。
2		全般的意見：補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市か協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	平成19年度末に社会福祉協議会のホームページ上で情報開示する予定で準備をしております。	社会福祉協議会において、平成19年度末に社会福祉協議会のホームページ上で情報開示する予定で準備をしております。

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	障害者自立支援法の施行により、当該施設は平成 23 年度までに新体系のサービスへ移行する必要があります。それに伴い、大阪府の補助金交付要綱が改正される予定となっていますが、具体的な方針等は現在のところ示されていないため、大阪府の要綱改正に併せて市の要綱も改正いたします。	障害者自立支援法における施設体系の変更を受け、府の補助金交付要綱が改正される予定ですが、未だ補助金の考え方が示されておりません。府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。
2		収支決算書の内容不備	<p>要綱第 8 条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり 4 点の不備が見られた。</p> <p>1) 歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題になっている。実態に合わせて要綱第 8 条を「収支決算書」と変更することが望まれる。</p> <p>2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して作成する必要がある。なお、平成 15 年度からは区分して作成している。</p> <p>3) 平成 14 年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に用途の記入がないものが 14 の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載するよう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかったことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平成 15 年度からは記入を求めている、とのことである。</p> <p>4) 「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃金額が含まれて記載されていたためと考えられる。今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすることが必要である。</p>	<p>障害者自立支援法の施行により、当該施設は平成 23 年度までに新体系のサービスへ移行する必要があります。</p> <p>それに伴い、大阪府の補助金交付要綱が改正される予定となっていますが、具体的な方針等は現在のところ示されておりません。</p> <p>今後、大阪府の要綱改正に併せて市の要綱も改正し、1)については、変更する予定です。</p> <p>2)3)4)については、既に措置を講じました。</p>	<p>1)については、要綱の改正時に変更する予定です。</p> <p>2)3)4)については既に措置を講じました。</p>

3	退職積立金の算定方法明確化	<p>要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。</p> <p>なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。</p>	<p>上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。</p> <p>退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>
4	補助金額の見直し	<p>運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記より)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、重度障害者は 77 千円、最重度障害者は 88 千円として、計算している。</p> <p>対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少ない方の金額の2分の1を補助金額としている(大阪府要綱第 3 条より)。</p> <p>したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さらに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。</p> <p>八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進している。小規模授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。</p>	<p>上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>



5	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していただとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱の改正時に行う予定です。
6	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
7	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期…」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期…」と修正する必要がある。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

### 簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の交付要綱と同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
2		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第6条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。

3		収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者に提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を改正することが望まれる。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱改正時に修正を図る予定です。
4		土地の登記簿謄本及び使用承諾書について	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみの手入を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱改正時に修正を図る予定です。
5		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱改正時に規定する予定です。
6		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	上記同様、大阪府の要綱改正に伴い、市の要綱も改正する必要がありますので、併せて改正を行います。	要綱改正時に是正する予定です。

精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき補助金交付要綱を改正する必要がある。	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりましたので、府の補助要綱の廃止と併せて市の要綱も廃止しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃止と併せて当要綱も廃止する予定です。

精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改正され、平成 17 年度からは新要綱が適用され 10 人以上は一定の基準額となるため、10 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進しており、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。これらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなっております。検討の結果、市の要綱を廃止しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。

小規模授産施設移行支援助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	平成 19 年度中に本要綱を八尾市補助金交付規則に沿った改正を行い、改正後の要綱を平成 20 年度より施行する予定です。	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け作業中です。

高年齢者労働能力活用事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	今後事業運営の方針が確定しだい、合わせて要綱の改正を行う予定です。	今後事業運営の方針が確定しだい、合わせて要綱の改正を行う予定です。
2		補助金額の見直し	<p>社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本である。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。</p> <p>今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助ではなく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要である。</p>	<p>シルバー人材センターでは、平成19年度の一年間をかけて、平成14年から18年までの第2次中長期計画の総括をしており、平成20年3月を目途として、第3次中長期計画（要綱）を定める予定です。シルバー人材センター内の各運営委員会や第3次中長期計画策定の中で、指摘事項を含めた事業運営方針について、引き続き協議を行っております。また、計画が3月に策定され、4月から運用が開始されますので、運営費の不足部分について補助していくことにつきまして、新計画の運用が始まり、実際にセンターの運営が円滑に進むことを見定めつつ、見直しを図ってまいりますこととします。</p>	<p>シルバー人材センターでは、今年一年間をかけて平成14年から18年までの第2次中長期計画の総括をした上で、平成20年3月までに第3次中長期計画（要綱）を定める予定であり、今後、シルバー人材センター内の各運営委員会及び第3次中長期計画策定の中で、指摘事項を含めた事業運営について方針を決めていく予定であり、現在引き続き協議を行っております。</p>

八尾防犯協議会防犯灯補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	市内の防犯灯整備状況については、各町会からの報告により把握しており、今後は町会や専門家の意見等も聴取し、整備方針を検討してまいります。	平成 18 年度に各自治体が管理する防犯灯の現況について調査を行いました。今後の整備方針等については、自治会等の意見を聴取し、計画的に整備を行ってまいります。
2		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第 3 条により、規定されている。平成 14 年度より、照度の高い(36 W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60～70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	防犯灯の補助割合について、今後も市民ニーズや設置に要する経費など様々な角度から検討を進めてまいります。	防犯灯補助制度については、平成 16 年 9 月に補助額、補助率等の見直しを行い、市域での整備促進を進めてきたところです。さらなる補助割合の見直しについては、市民ニーズや財源など、様々な角度から検討を進める必要があり、引き続き取り組んでまいります。

八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがって、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾防犯協議会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果などの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを検討することが望まれる。	ご指摘の内容を踏まえ、八尾防犯協議会の自立性・自主性をより高める必要があるとの認識に基づき、機会をとらえて、より自主的な運営を同協議会側に働きかけるなど、その改善に努めているところです。	これまで協議会の自立性を高めていくため事業内容を再検討し、協議会が本来実施すべき事業への補助を進めています。今後も指摘内容を踏まえ引き続き取り組んでまいります。

・平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

○歳入関連項目

1. 下水道使用料の金額(取り組み済み)
2. 下水道使用料の徴収事務の委任(取り組み済み)
3. 下水道使用料の料金滞納の管理(取り組み済み)
4. 一般会計からの繰入金(取り組み済み)
5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し</p> <p>八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額14.4千円である。これに対し下水道使用料は月20㎡で年額21千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成14年度のし尿収集・運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえで、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当てを講じることが必要である。</p> <p>市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>

6. 受益者負担金(取り組み済み)

○歳出関連項目

7. 流域下水道等負担金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域下水道)	維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分の方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。 1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。 2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。 数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。 市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。	現在、流域一元化に向けての大阪府を含む構成各市との協議の中で、引き続き検討しており、本年度中に結論がでる運びとなっています。	現在、流域一元化に向けての大阪府を含む構成各市との協議の中で、検討しています。
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。 処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。		

8. 経費節減対策(取り組み済み)

9. 契約事務(取り組み済み)

○全体的項目

10. 下水処理に関する計画(取り組み済み)

11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債(取り組み済み)



・平成17年度包括外部監査についての改善措置等の内容

◎共通事項として総括すべき事項

1. 「公の施設」を含む公共施設の評価と更新について(取り組み済み)

2. 受益者負担のあり方について(取り組み済み)

3. 指定管理者制度導入に関する課題

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(2)長期的戦略の構築	<p>指定管理者制度においては、数年毎に指定管理者の見直しを検討することが求められている。上記(1)で述べたように平成17年12月議会において条例改正され、おそらく、その附則を適用し、今後3年間は市の外郭団体が指定管理者に選定されることとなると考えられるが、その後は公募を原則とする手続条例の本則を適用した団体の選定がなされることとなるため、収入の多くを市からの施設管理受託業務に依存している外郭団体にとって、指定管理者に選定されない場合には当該団体の存続可能性が問題となる。</p> <p>この点を踏まえ、今後外郭団体においては、3年後に公募によって指定管理者が選定される場合に備え、事業運営上の非効率を徹底的に排除し、長期的な視点による事業戦略を構築する必要がある。</p> <p>その際、人員の適正配置を含めた柔軟な人事制度の構築や、市の施設管理受託業務以外からの収入を得る事業の実施等、様々な取組みが考えられるが、指定管理者として選定されなかった場合も視野にいれ、指定管理者となった団体との事業上の協力関係が築けるような独自のノウハウをもつことが重要である。</p> <p>一方、市においては、指定管理者に担わせるべき公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の特徴及び外郭団体が実施してきたこれまでの施設の管理運営を十分に把握するとともに、市としての役割と責任の範囲を明確にするため、公の施設の管理を行う所管課を中心に具体的検討を実施していく必要がある。市としても今後3年間を円滑に制度を導入するための準備期間として、過去における市と外郭団体との施設の管理運営上の関係を再度見直しながら、長期的な観点からの施設管理が望まれる。</p>	<p>外郭団体の見直し方針に基づき、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善が進んでおり、また、人事給与制度等についても、外郭団体の職員給与は独自で改革を進めること、また、昇任・昇格等の処遇についても独自で検討されることを原則とする旨の方針を市として決定し、外郭団体所管課を通じて指導しました。</p> <p>また、今後の指定管理者の公募に備え、市と指定管理者のリスク分担の範囲を明確にすべく公の施設の管理を行う外郭団体所管課とともに現在引き続き調整を進めております。</p>	<p>外郭団体の見直し方針に基づき、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善が進んでおり、また、人事給与制度等についても、外郭団体の職員給与は独自で改革を進めること、また、昇任・昇格等の処遇についても独自で検討されることを原則とする旨の方針を市として決定し、外郭団体所管課を通じて指導しました。</p> <p>また、今後の指定管理者の公募に備え、市と指定管理者のリスク分担の範囲を明確にすべく公の施設の管理を行う外郭団体所管課とともに現在調整を進めております。</p>

4. 生涯学習施設のあり方(取り組み済み)

## 5. 契約事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課 (八尾図書館;既に措置済み)	(2)随意契約について	<p>③比較見積が形骸化している可能性</p> <p>八尾市立図書館及び八尾市立衛生処理場の契約書類を閲覧したところ、形式的には 2 者以上の比較見積書を徴しているが、同一業者が毎年随意契約を締結しており、比較見積りが形骸化していると推測される場合がある。</p> <p>契約を希望する業者であるなら、通常、業者毎にオリジナルの用紙・書式を使用し見積書の体裁が異なることが考えられるが、契約業者以外の業者が使用する見積用紙は毎年市販の用紙が使用され、同じ体裁で内訳が記載され、業者の社名と社印が押印されているように見受けられ、あらかじめ契約業者が決まっているかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、特定の業者にしかできない業務であれば、比較見積書を省略する理由を明確にしたうえで承認を得て契約を締結し、他方、他業者による代替可能性のある一般的な業務であれば、実質的な価格競争を伴う方法により比較見積書を徴取したうえで、随意契約を締結すべきである。</p> <p>また、比較見積書の提出を求める業者の選定基準が明確でない。そもそも 2 者以上の比較見積書を徴取する趣旨は、競争による契約締結の手續に準じた手續により、公正かつ有利な契約を締結するためである。そこで、金額の妥当性及びコスト削減の可能性を探るためにも、比較見積書の提出業者を固定化させることなく、見積書提出業者間の談合の可能性を防ぎつつ、可能な限り多数の受注意欲のある業者に比較見積書を提出させるべきである。契約担当者は、受注意欲のない既存の業者は比較見積書提出業者から外し、見積書提出業者に関する情報の秘密保持を徹底し、同等の技術・品質の確保ができる業者から広く徴すべきである。そして、提出を求める比較見積書には、各業者が営業活動の結果、可能となる最低限の数値が記載されているべきであると考え。</p> <p>契約記録を閲覧したが、契約担当者が、いかなるプロセスを経て、比較見積提出業者を選定し、比較見積書を徴取したかを確認しようとしても、入手過程についての記録が全く編纂されていなかった。そこで、契約締結事務の公正さを確保するため、契約締結に至るプロセスを時系列的に記録化するなど、より一層の透明性を高め、事後的な検証が可能となる措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>衛生処理場の維持管理業務につきましては、24時間365日稼働体制の中において、故障等による中断が許されない市民生活に欠かせない業務でありながら、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知した業者が迅速に処置することで、これまで安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>他の業者の参入についてはご指摘を受け、この間検討してまいりましたが、今後も、安定的な運転業務の遂行が最優先であり、処理量の減少、施設の老朽化への対応等の多くの業務課題と設備の縮小等によるコスト削減を踏まえた適正なし尿の処理が必要であることから、当該機器に熟知し、安定的な運転を行える業者が他に見当たらないとの結論を得ました。</p> <p>なお、今後とも適切な契約を行うよう努めてまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p> <p>(環境施設課)</p> <p>(八尾図書館;既に措置済み)</p>	<p>H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>衛生処理場は、24時間365日稼働体制の中において、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知した業者が迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後も、他業者の参加を推進し、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、引き続き改善を図ってまいります。(環境施設課)</p> <p>(八尾図書館;既に措置済み)</p>

## 6. 現地調査対象施設特有の事項

### (1) 八尾市立衛生処理場

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼働状況	<p>市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10 万トン程度となる。</p> <p>搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1日あたりの処理量は設備能力 275kl まで稼働している日もあった。</p> <p>ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賅いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。</p> <p>なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」を設置し、将来にわたるし尿や浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門的見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。</p>	<p>衛生処理場への1日搬入量は平成18年度と供用開始(平成7年度)時点と比較すると、し尿で約53%、浄化槽汚泥で90%、全体で68%となっております。</p> <p>処理量が減少していくなかでプラントの全面運転をしていくことのロスをなくすため、今後段階的に一部プラントの運転停止、2系統処理分の1系統処理化等を進め、ランニングコストの軽減を図っていくことを現在検討しております。</p>	<p>「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」の内容をふまえ、地域特性に応じた広域的な処理方策を検討し、他市との連絡調整を行いながら、引き続き処理体制整備を図ります。</p>
2	環境施設課	②今後の廃棄物の処理方法	<p>現在、受入貯留設備である「し尿貯留槽」及び「浄化槽汚泥貯留槽」において発生するきょう雑物については、業者へ引渡し海洋投棄の手続きを行っている。しかし、「1972年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条例の1996年議定書」(ロンドン条約96年議定書)等を踏まえ、平成14年2月1日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第2号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止され、現に、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分を行っている者についても5年間の適用猶予の後、平成19年1月末までに禁止することとされた。このため、経過措置の期間内に現在海洋投入処分されているし尿及び浄化槽汚泥の陸上処理体制が整うよう、施設整備を着実かつ計画的に行うことが急務となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、各市町村において、地域の実情を把握しつつ、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設等の整備、公共下水道終末処理施設の活用、広域的な処理体制の確保等を行い、可能な限り早期にし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄が廃止できるようにする通知が、国から大阪府に対しなされている。</p> <p>市においては、他市町村と比較し、設備能力が大きいため廃棄物も多量となることから、その処理をどのように取り扱っていくかを今後検討していく必要があるが、市単独での対応ではコスト負担が多額になり、また、大阪府下に同種の施設が重複設置されるような事態が想定されるため、大阪府全体として早急に取り組むべき案件として捉えるべきものであり、早期の協議が必要である。</p>	<p>平成19年度から陸上処理に移行する運びとなり、府及び他市と情報交換を行い、処理方法の検討を行ってきましたが、大阪府内に処理施設がなく、今後も処理施設ができる見込みが乏しいことから、処理業者が全国的に限られている状況において、国の通達に基づいた適正な処分を継続的に行える業者に委託することが適切であるとの判断により、委託契約を行いました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>平成19年度から陸上処理になり、大阪府内に処理施設がなく、処理業者は全国的に限られており、他市と情報交換を行い、早急に具体化(業者選定等)に向けて、すみやかに実施を図ります。</p>

3	環境施設課	⑤衛生処理に関する受益者負担率	<p>衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である(財)八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同公社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度からの分析が必要である。</p> <p>さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及び支払利息を含め456百万円となっているが、これに上記委託料772百万円を加えた総額1,228百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数料181百万円の妥当性を検討する必要がある。施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準を探っていくべきである。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>
4	環境施設課	⑥契約関係	<p>随意契約による場合、市において予め工事請負業者として登録している団体から見積書を入手する業者を選定しているが、その選定基準は特段定められていない。契約の状況について調査した結果、毎回特定の業者から見積書を入手し、結果的に契約を締結する業者は固定されているのが実情である。</p> <p>複数の業者から見積書を入手することの意義は、費用の積算の妥当性を検討し、コスト削減効果を達成するものと思われるが、現状のような手続きではその効果を期待することは困難と考えられる。</p> <p>契約は入札によることが原則であるため、まず、随意契約理由が存在するかについて、厳格に検討することが求められる。仮に、随意契約理由が存在する場合であっても、受注意欲の乏しい見積書入手先の固定化や見積書提出業者間の談合を防止するため、見積書入手先業者名簿の充実、公正な選定基準の設定、想定される業務を委託するのに適当な業者に関する情報の収集、比較見積書提出業者情報に関する秘密保持など、実質的な価格競争を確保するための措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>衛生処理場の維持管理業務につきましては、24時間365日稼働体制の中において、故障等による中断が許されない市民生活に欠かせない業務でありながら、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知した業者が迅速に処置することで、これまで安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>他の業者の参入についてはご指摘を受け、この間検討してまいりましたが、今後も、安定的な運転業務の遂行が最優先であり、処理量の減少、施設の老朽化への対応等の多くの業務課題と設備の縮小等によるコスト削減を踏まえた適正なし尿の処理が必要であることから、当該機器に熟知し、安定的な運転を行える業者が他に見当たらないとの結論を得ました。</p> <p>なお、今後とも適切な契約を行うよう努めてまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>衛生処理場は、24時間365日稼働体制の中において、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知した業者が迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後も、他業者の参加を推進し、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、引き続き改善を図ってまいります。</p>

(2)八尾市立図書館(取り組み済み)

(3)八尾市文化会館(取り組み済み)

(4)八尾市生涯学習センター

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課 健康管理課	③目的外使用施設	<p>健康プラザでは、八尾市財務規則第 144 条の規定により、生涯学習センターの一部を毎年の申請に基づく目的外使用許可により、(社)八尾市医師会、(社)八尾市歯科医師会及び(社)八尾市薬剤師会が利用している。</p> <p>上記の 3 団体は市の保健福祉行政各般にわたり、多大な協力をするとともに、地域住民の健康保持増進等地域医療に大きく寄与されている公共的性格を有する団体である、と市は認識している。とりわけ、本市が健康プラザ等で実施する成人・母子等の各種健康診断や予防接種をはじめ、土・日曜日に保健センター1階で開設している休日急病診療所の業務など、健康プラザで実施している大半の業務を委託している。</p> <p>このように各種業務を委託している団体であり、また、SARS や O-157 など、突発的な事象発生時の対応など、常に健康管理課と連絡・調整を迅速かつ緊密に行なう必要があるため、生涯学習センターの一部に使用許可を与え、八尾市公有財産及び物品条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を免除している。</p> <p>八尾市財務規則上は、特に必要があると認めるときのほか、通常は、短期間の使用許可しか与えられないにもかかわらず、市は 1 年毎に更新することで、結果として長期にわたって継続的に当該 3 団体に使用許可を与えている。</p> <p>また、使用料については、公共的団体として免除しているが、市が実施する事業の委託等を行っており、受託事業者に対し、無償で施設の使用許可を出している。</p> <p>しかしながら、これらの団体は、市民のために公益的業務を行っているが、業務の大半は所属会員のための団体固有の業務と考えられる。したがって、このような団体に対し、長期間にわたる目的外使用許可及び使用料免除許可を出すことに対しては、市民の目から見て公平性に疑問を戴かせるものであり、今後、施設の使用料を徴収することを含め、目的外使用許可のあり方について見直しが求められる。</p>	<p>他市の状況等も踏まえ、引き続き関係機関と協議を進める中で、目的外使用許可のあり方について研究してまいります。</p>	<p>健康プラザにおいては、休日診療をはじめ、各保健事業がほぼ毎日実施される中で、三師会との連絡・調整は不可欠であり、また、平成20年度に予定されている医療制度改革への対応や小児科医師が絶対的に不足する中、休日診療所運営を維持していくためにも、今後、より一層の三師会との連携が必要になっており、八尾市民の公衆衛生の向上及び健康保持増進等のためにも、三師会事務局が健康プラザにあることが望ましいと考えております。</p> <p>しかしながら、市民の目から見て公平性に疑問を抱かせることがないように目的外使用許可のあり方については、引き続き、関係機関と協議を進める中で、研究してまいります。</p>

## (5)八尾市立屋内プール

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	<p>ウ. 結果的に竣工当時から同一業者が選定されていた 屋内プールについては、振興会が市直営の運営形態を円滑に引き継ぐとの考えで、当初入札時の経過を踏まえ既契約業者と随意契約をしている。</p> <p>同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。</p> <p>これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。</p>	<p>現在の指定管理者が市の外郭団体であることから、団体に指導を行いました。現在、利用者サービスの向上と施設の効率運営を行うことを目的として、指定管理者が委託業者及び委託内容について見直しを行っており、20年度より委託業者を変更する方向で、改善が検討されております。</p>	<p>18年度より指定管理者に指定され、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現業者と経費削減について協議を進めるとともに、迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることから、現業者と契約を行うことが妥当であると考えております。ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えております。</p>

## (6)八尾市立総合体育館

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	③契約関係	<p>ウ. 結果的に竣工当時から契約している業者が選定されていた 総合体育館を開設した当時から同一業者と継続して委託契約を締結していた。同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。</p>	<p>現在の指定管理者が市の外郭団体であることから、団体に指導を行いました。現在、利用者サービスの向上と施設の効率運営を行うことを目的として、指定管理者が委託業者及び委託内容について見直しを行っており、20年度より委託業者を変更する方向で、改善が検討されております。</p>	<p>18年度より指定管理者に指定され、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現業者と経費削減について協議を進めるとともに、迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることから、現業者と契約を行うことが妥当であると考えております。また、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えております。</p>

## 7. 現地調査対象外施設に関する事項

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	(1)八尾市自転車駐車場	<p>八尾シティネット株式会社は市の外郭団体ではあるが、株式会社形態をとる以上、採算性を重視した経営を行わなければならない。すなわち、管理委託施設及び所有施設に係るコスト分析を実施し、最適なコスト水準となっているか、相当の利用料金を徴収できているか等を他市、同業他社、立地条件等との比較検討を含め、検証する必要がある。</p> <p>その結果、特に、指定管理者制度導入によって他社との競争が想定されるため、採算性の阻害要因となっている事項についての対策、例えば、料金設定に関する自由裁量性の確保、市の資本的関与の程度、最適な人件費水準確保のための人事制度の見直し等を検討し、法人運営に係る影響を十分に検討する必要がある。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から受託した自転車駐車場の管理、施設改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めて放置自転車対策に寄与してきました。平成18年4月からは指定管理者制度の受託・実施にあたり、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めております。以上の方針に沿って改善に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めてきたとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めております。以上の方針に沿って改善に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>

・平成18年度包括外部監査についての改善措置等の内容

1. 地域医療における八尾市立病院の位置づけ

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	医師の採用強化に関する取り組み	ウ)人事制度・給与体系の整備 医療機関を取り巻く環境がますます厳しくなる中、将来的な人員採用・給与体系構築に向けて、更なる取り組みも検討余地があると考えられる。例えば、現在の八尾市立病院は、地方公営企業法上の財務条項のみを適用されているが、これを「全部適用」とすることにより弾力的な人事権を獲得することが可能になる。運営形態の変更は、医師確保に即効性を持つとは言えないものの、病院は総費用の過半を人件費が占める労働集約型の事業構造であり、給与体系・採用を始めとする人事政策は、病院経営の最も重要な課題の一つである。中長期的なテーマの一環として、人事政策見直しと、それを含めた運営形態検討に取り組まれることが期待される。	地方公営企業法の全部適用等については、人事給与面での弾力的な運用という観点をはじめ、公立病院として市民が求めるニーズへの対応の中で、継続的に病院事業を運営していく経営形態の最適あり方という総合的な観点からも今後引き続き検討してまいります。	地方公営企業法の全部適用等については、人事給与面での弾力的な運用という観点をはじめ、公立病院として市民が求めるニーズへの対応の中で、継続的に病院事業を運営していく経営形態の最適あり方という総合的な観点からも今後検討してまいります。

2. 一般会計からの繰入金について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	繰入金項目に対する意見	①繰入金の算定根拠について ア)根拠法令の整理について 「八尾市病院事業の設置に関する条例 附則 3」の文言では、「当分の間、本市の経営する病院事業に法第17条の2及び第17条の3の規定を適用しないものとする」(この法とは、地方公営企業法を指す)とされている。しかし、「当分の間」という非常時の設置趣旨から40年を経ており、同附則がそのまま残存していることには疑問が残る。実態として、八尾市立病院の繰入金が地方公営企業法第17条の2及び3に沿って運用されているのであれば、附則3については、存廃是非についての検討が望まれる。	一般会計からの繰入金につきましては、地方公営企業法第17条の2、17条の3に基づき運用されておりますが、新病院に係る起債の償還等の繰出基準外のものがあるため、これらの繰入が終了する平成21年度の廃止に向け、引き続き検討を行ってまいります。	一般会計からの繰入金につきましては、地方公営企業法第17条の2、17条の3に基づき運用されておりますが、新病院に係る起債の償還等の繰出基準外のものがあるため、これらの繰入が終了する平成21年度の廃止に向け検討を行ってまいります。
2	企画運営課	今後の課題	い)八尾市立病院・八尾市当局による情報発信と「あるべき八尾市立病院像」の議論 八尾市立病院・行政側は、八尾市立病院の医療現場の状況、経営状況について積極的に情報発信を行い、八尾市立病院に対する市民の理解が広がるよう、継続的な努力が必要である。繰入金という市民の税金に対しては「説明責任」が求められる。また、八尾市立病院に対する市民支持を集め、政策医療の更なる充実を図るためにも、医療現場の活動状況、直面する課題、必要な措置についての、市民理解を得ることが必要である。それら理解の上に、「あるべき八尾市立病院像」が議論され、繰入金の必要性が認識されると考えられる。	八尾市立病院の医療体制の状況については従前からホームページ等を通じ情報発信を行っていますが、市民の理解が広がるよう、引き続きその充実に努めるとともに、経営状況についても情報提供を行ってまいります。	八尾市立病院の医療体制の状況については従前からホームページ等を通じ情報発信を行っていますが、市民の理解が広がるよう、その充実に努めるとともに、経営状況についても情報提供を行ってまいります。



3	企画運営課		ii)八尾市立病院による経営自助努力 市民の理解に基づいた繰入金であるためには、八尾市立病院自身が経営改善努力を重ね、経営に対する信頼を獲得することが不可欠である。中でも、一般医療については、自助努力による収支均衡が要請される項目であり、八尾市立病院は、経営努力に対する取り組み、結果を積極的に情報開示し、市民からの信頼獲得に努めていく必要がある。	院内の経営健全化推進会議において経営改善方を検討しており、医師確保に努めながら順次実施するとともに、経営健全化計画において取り組みに関する情報の提供に努めてまいります。	経営健全化計画の策定において、経営面における取組みと結果についても、情報の提供につとめてまいります。
---	-------	--	---	--	--

### 3. PFI事業について

#### (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H20.1.21までの措置の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)PFI事業に対するモニタリングの状況について	① 事業モニタリング モニタリングの改善課題 i)モニタリング実施計画が未策定である モニタリング項目は非常に多岐に渡り、長期に渡り継続されるものである。従って、モニタリングは、体系だった実施計画に基づいて進められることが望ましい。このため、PFIの事業契約約款上では、モニタリング基本計画書(同契約約款別添2)でモニタリング計画の基本的枠組みを定めつつ、「モニタリングの項目、方法および評価の方法などについては、モニタリング実施計画書に従うものとする」とされている(同第87条2)。しかし、本監査実施時点(平成18年8月)では同計画は未だ策定途上であることが確認された。すなわち、平成16年6月のPFI開始から約2年間のモニタリングは、「モニタリングの項目、方法および評価の方法などについて」の実施計画不在のまま行われたものであると言える。	実施計画書については、SPCと協議を行い作成いたしました。現在は、同実施計画に基づいてモニタリングを実施しております。(措置済み)	実施計画については、事業開始後の一定期間は市とSPCとで実施計画を作成する期間としております。開院後は双方共に実際の病院運営にエネルギーを割かれ、協議が前進しなかったものです。現在、実施計画書を作成するためモニタリングの評価基準について、各業務の具体的な事例をもとに評価項目を作成しており、SPCと協議を行っているところであります。

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(1)PFI事業と効率的な病院経営について	iii)PFI事業者からの提案を受け入れる病院側の組織風土の醸成 PFI事業者からの提案は、八尾市立病院にとって心地良いものばかりとは限らない。共同購買や後発医薬品利用等、医療現場の賛同なしには進まない項目も多い。こうした観点から見ると、八尾市立病院の後発医薬品採用比率6.23%(平成18年6月現在)は、国立病院等の平均6.5%(平成15年8月現在)とほぼ同水準であり、「自治体が自ら行うよりも効率的」とは言えない状態である。病院側に確認したところ、その背景には、医局方針の影響も大きいとされている。八尾市立病院では将来のDPC(診断群別包括支払制度)適用に向けて準備を進めており、DPC適用後は、薬品調達コストが病院損益に与える影響が大きくなることへの対策として、後発医薬品採用を促進する予定である。PFI事業者と病院側の前向きな検討により、後発医薬品採用を含めた積極的なコスト低減策に取り組むことが期待される。	後発医薬品の採用に関しては、現在、平成20年6月からDPC適用を目指して準備を進めており、薬事委員会においてABC分析を実施し、使用頻度の高い薬品を中心に後発医薬品へ変更していく方針を決定しました。今後もご指摘の趣旨を踏まえた積極的なコスト低減策に取り組んでまいります。(措置済み)	院内で利用する後発医薬品の占有率については、当院採用医薬品全体の約6.2%となっており他の公立病院と比べて決して低い採用率ではなく、後発医薬品使用可能な院外処方発行率は、全体の約27%(変更可能な品目有る分に対しては約35%)程度を占めており、医師においても後発品に対する一定の理解は得られていると考えております。DPC適用に際して、後発医薬品の導入を積極的に行ってまいります。

2	企画運営課	(2)PFI事業に対するモニタリングの状況について	<p>① 事業モニタリング モニタリングの改善課題</p> <p>iii)モニタリング結果が市民に対して未公表である PFI事業は長期間・広範囲・高額な契約であって、その効率的な運用は市民にとっても重大な関心事項であると考えられる。従って、その運営が適切に行われているか否かを確認するモニタリング結果についても、市民に積極的に情報開示すべきであると考えられる。「ガイドライン」においても、モニタリング結果の公表が推奨されており、「特定事業の発案から事業の終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならない」と説かれている(ガイドライン六 2)。八尾市立病院によると、モニタリング結果公表を目標としているとのことであり、今後は、スケジュール等を定めた具体的な取り組みが期待される。</p>	<p>内閣府の「PFI実施プロセスガイドライン」によれば、モニタリング結果の公表を推奨していますが、一方では「公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位(ノウハウ等)その他正当な利益を害するおそれのある事項については、……これを除いて公表する必要がある」と規定されております。このため、「モニタリング結果」をもとに、公開可能な範囲についてSPCと引き続き協議を行い、合意を得た上で、公表を行っていく予定です。</p>	<p>内閣府の「PFI実施プロセスガイドライン」によれば、モニタリング結果の公表を推奨していますが、一方では「公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位(ノウハウ等)その他正当な利益を害するおそれのある事項については、……これを除いて公表する必要がある」と規定されております。このため、「モニタリング結果」をもとに、公開可能な範囲についてSPCと協議を行い、合意を得た上で、公表を行っていく予定です。</p>
3			<p>③サービス対価の見直しについて</p> <p>ア)技術革新等によるサービス対価の見直し 事業を実際に行っていく過程で、技術革新や業務効率化によって事業提供コストが大幅に低下する事態も考えられ、そのような場合にはPFI事業費も低下しなければ、「自治体が自ら行うよりも効率的」であることを達成できない懸念がある。そこで、同文書では、「市は平成19年3月31日をもって、実績及び技術革新等による八尾医療PFI株式会社における費用縮減の可能性を調査し…サービス対価の見直しを行う。その後は、5年に1回、同様の見直しを行う。」と定められている。更に、「見直しに伴う協議の結果、合意に達しない場合には…当該業務についてSPC(=八尾医療PFI株式会社)の業務から除外する…」とも明記されており、対価見直しの確実な履行を求めている。本監査時点では、上記期限の到来前であり、見直し実施状況の検証はできなかったものの、今後の対価見直しの着実な履行が期待される。</p>	<p>「サービス対価の算定方法」においては、「市が平成19年3月31日をもって実績及び技術革新等によるSPCの費用縮減の可能性を調査し、その結果を基にSPCと協議する」とこととして、平成19年3月31日時点を基準とした技術革新レベルの状況について調査し、SPCと協議することとなっております。対価見直しが必要な項目について検討した結果、検体検査業務、滅菌消毒業務、総合医療情報システムの運営・保守管理業務などについては、技術革新によりコストが変動している可能性があるため、その調査方法などについて、現在引き続き検討しております。</p>	<p>「市が平成19年3月31日をもって実績及び技術革新等によるSPCの費用縮減の可能性を調査し、その結果を基にSPCと協議する」とこととなり、従前より病院側で協力を頂いているコンサルと、どのような調査方法が可能であるか等の相談を行ないながら、対価見直しが必要な項目について検討を行っております。</p>
4			<p>イ)物価変動に対する改定 長期に渡る事業運営では物価変動による対価見直しがなければ、自治体側にとっても事業者にとってもリスクが大きい。そこで、八尾市立病院のPFI事業では、各業務の細目毎に物価変動の参照指標を設け、同指標に連動してサービス対価の見直しが行われることが予定されている。具体的には、「初年度に支払われるサービスの対価を基準額とし、毎年度見直しが行われる。また、「周期は1年に1回とし、毎年4月1日に…指標を確認し、…前回改定時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に」、「7月1日以降</p>	<p>各業務ごとの具体的な指標や、指標の時期などについて、平成20年度にサービス対価に反映させるよう、現在SPCと継続して協議しております。</p>	<p>現在、具体的な指標の時期などについて、SPCと協議を進めており、平成20年度のサービス対価に反映する予定です。</p>

			の対価に反映させる。」と定められている(「」内は、「サービス対価の算定方法 第6 (2)の条文引用)。条文通りの改定が行われているならば、平成17年4月、18年4月の物価指標に対応した見直しを実施されている筈である。しかし、八尾市立病院に確認したところ、PFI事業開始以来、監査時点(平成18年8月)に至るまで本条項に基づく対価見直しは実施されていないとのことであった。理由を確認したところ、参照指標の測定時期、計算方法などの詳細部分について、PFI事業者との間で合意が得られず、協議が続いているためとのことであった。対価見直しは八尾市と事業者のリスク分担の適正化にも関わる問題であり、早急な対応が求められる。		
--	--	--	---	--	--

#### 4. 「安全で親切的な医療」に向けた取り組み

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)医療倫理面での取り組み	iv)倫理的配慮の周知について 「臨床研究に関する倫理指針」では、臨床研究機関の長(=病院長)の責務として、「倫理的配慮の周知」を挙げている(第 2-2)。八尾市立病院での取り組みを確認したところ、医師が学会参加時に倫理テーマを聴講するよう奨励するなど、自発的な取り組みに委ねるにとどまり、組織としての明確な取り組みが確認できなかった。上記のように委員会の実質的機能には懸念がもたれている。そこで、「倫理的配慮の周知」への取り組みとして、まずは、事務局及び倫理委員を対象に研修を実施すべきである。具体的には、弁護士会に、医療と人権に精通した弁護士の派遣を要請するなどの取り組みが考えられる。	医療倫理委員会の活性化を契機として、先ず、事務局及び倫理委員を対象に研修等を実施し、「倫理的配慮の周知」を図るべく、現在実施方法について検討を行っております。その後に、医療従事者全員を対象とする研修の検討を行ってまいります。	医療倫理委員会の活性化を契機として、先ず、事務局及び倫理委員を対象に研修等を実施し、「倫理的配慮の周知」を図ってまいります。その後、医療従事者全員を対象に研修を実施するよう検討を行ってまいります。
2			② 診療情報開示判定委員会について イ)課題ー開示手順の公開 開示手順は、八尾市の個人情報保護条例に準じているとのことであるが、一般市民から見ても分かりづらいつ感じられた。患者利便性を考えるならば、診療情報開示手順について、ホームページや院内パンフレット等での説明を充実させることが望ましいと考えられる。	市のホームページの個人情報開示手続きの説明文中に、市立病院の診療情報を開示請求する場合は連絡をいただくよう記載を追加しました。さらに、病院のホームページへの掲載方法についても、引き続き検討しております。	市のホームページの個人情報開示手続きの説明文中に、市立病院の診療情報を開示請求する場合は連絡をいただくよう記載を追加しました。さらに、病院のホームページへの掲載方法についても、検討してまいります。
3		(3)「安全で親切的な医療」の更なる充実に向けて	② 「安全で親切的な医療」についての情報発信 「安全で親切的な医療」に対する市民の関心は高まっているため、これらの取り組みが充実していることを積極的に情報発信することにより、市民からの信頼性が増し、ひいては病院経営への波及効果も期待できると考えられる。そのような観点から、例えば、以下のよう項目についても情報開示の検討ができると考えられる。 ・医療事故防止マニュアル(要旨) ・事故防止に向けた活動状況報告(リスク・マネジメント・ニュース等)	医療事故防止マニュアルやインシデントレポート、事故防止に向けた活動状況の報告等に関し、情報開示可能なものについて引き続き検討を行うと共に、具体的な公開方法についても引き続き検討を行っております。	医療事故防止マニュアルやインシデントレポート、事故防止に向けた活動状況の報告等に関し、情報開示可能なものについて検討を行うと共に、具体的な公開方法についても検討を行ってまいります。

			・インシデント等の発生状況 他の自治体病院でも、これら情報をホームページ等で開示している事例が見られる。医療安全への取り組みは、病院経営にとって、消極的なリスク管理だけではなく積極的な信頼獲得にも活用できる時代になりつつあり、八尾市立病院においても検討の余地があると考えられる。		
4			③ 患者アンケートを活用した取り組み 病院では接客改善のためにアンケートを活用する例が多く、八尾市立病院においても毎年のように患者アンケートを実施している。その中で「八尾市立病院を選んだ理由」という項目があるが「医療安全面で信頼できる」という選択肢を設けて、それが増えるよう取り組みを進められることも考えられる。アンケートなどの患者の視点に立った医療安全対策に取り組むことで、医療現場内での閉じた改善活動に終わらない医療安全対策推進が期待できると考えられる。 八尾市は、潜在患者の約半数が市外へと流出する患者流出地域である。その背景には様々な要因があると考えられるが、八尾市内の医療需要に対しては、市内の医療機関で可能な範囲で、充足させることが望ましい。 八尾市立病院の医療安全に関する取り組みが市民からの信頼を集め、患者数増加、ひいては八尾市民の市内での受診率上昇へとつながるよう、継続的かつ積極的な取り組みが期待される。	次回のアンケートからは項目を追加する予定です。また、地域医療連携室だよりに医療安全に関する取り組みに関する項目を掲載する予定をしております。	次回のアンケートからは項目を追加するよう検討を行ってまいります。また、地域の医療機関への本院の医療安全対策の取り組みを広報する等の検討も併せて行ってまいります。

## 5. 中長期計画について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)計画内容に関する検証	① 計画立案プロセスについて ア)医療現場との連携の不足 病院における中長期計画は、病院理念・基本方針から指向される中長期的な病院のあり方と、それを実現していく医療現場の活動計画であるべきであり、収支計画は、その財政的な反映として位置づけられるものと考えられる。従って、中長期計画は、病院長をはじめとする病院経営幹部と、病院運営を実務で担う各部門の共通認識に基づくものでなければならない。それゆえ中長期計画は、それを部門単位で実行する活動計画と一体のものでなければならないが、監査でヒアリングした範囲では、その具体化が乏しいと感じられた。	各診療科部長と幹部とのヒアリングを実施(12月～1月)し、各科・各部門の実情の把握と改善策について協議を行い予算編成に反映させてまいります。また、平成20年度に策定する経営健全化計画において、より具体的に活動計画との一体性を持たせ得る計画策定をしてまいります。	収支計画を策定する際には、各診療科部長と幹部とのヒアリングを行っており、今後も、策定予定している経営健全化計画においては、より具体的に各部門の活動計画との一体性を持たせ得る計画策定をしてまいります。
2			イ)事業構造変化の計画への反映不足 「財政収支試算」の基本的な計算枠組みは、新病院建設計画(平成15年8月)当時のものを下敷きにしている。その後、PFI事業によるコスト削減効果や、医療制度改革、診療科状況等が盛り込まれたとされているが、収益・費用構造変化の計画への反映が不足し	財政収支試算については見直しを行い、経営健全化計画において新たに収支計画策定をしてまいります。 平成20年度のDPC導入に向	財政収支試算については見直しをして、新たに経営健全化計画策定をしてまいります。

		<p>ていると考えられる。これらは、新体制での運営開始後一定期間を経て始めてデータ蓄積を行えるという側面はあるものの、計画の基本路線が旧病院時代のものであり、見直しが必要な時期にさしかかっている点は、病院内外にて確認しておくべき点と考える。</p>	<p>け、新病院での実績による蓄積データをもとに、シミュレーションを行っており、また平成20年度の医療制度の改正に係る情報を積極的に収集する中で、これらの変化に対応した健全化計画の検討を行ってまいります。</p>	
3		<p>② 計画値の検証－収益 ア) 患者数見通し i) 入院患者数 八尾市立病院は二次医療・急性期医療中心の医療機関であるため、患者数として重要性が高いのは入院患者数である。「財政収支試算」では、平均在院日数を一定に保ちつつ、病床稼働率を上昇させることで入院患者数を増やす計画となっており、病床稼働率は、平成17年度実績83.8%から、平成22年度目標95%まで増加させる予定である(入院延べ患者数ベースでは、平成17年度実績116,228人から平成22年度目標131,800人まで13.4%増加)。 この目標数字については、二つの課題がある。第一は、目標数値達成に向けた具体的な取り組みが見えないことである。上記で記したように、病院は診療科毎の縦割組織で運営されているため、全体の目標数値達成に向けては、診療科毎の取り組み計画がなければ、実効性を期待しづらい。また、患者が入院に至る経路は、外来、診療所等からの紹介、救急車搬送の3経路が主要なルートであるが、これらルート別に、どのような活動を行い、どのような数字を挙げていくのか、といった落とし込みも必要と考えられる。 目標数字に関する課題の第二番目は、病床稼働率95%(平成22年度目標)という数字は、病床回転率の高い急性期病院としては、限界的な水準に達していると考えられる点である。患者希望を反映して、土日や盆・年末年始などには入院患者が減少する傾向にあるため、年間平均稼働率で95%を達成するためには、日常的には、ほぼフル稼働常態を保つ必要がある。この水準を達成するためには、市民向け広報、病診連携、救急受入推進といった患者数拡大施策だけでなく、午前退院・午後入院、混合病棟の推進などの病床管理体制等も整備していく必要があり、経営管理能力全般の底上げが必要と考えられる。病床稼働率95%を目標とするのであれば、これらの患者受け入れ体制構築にも、並行して取り組むことが必要であろう。</p>	<p>院内の経営健全化推進会議において、入院収益の課題と改善策につき検討を行っており、医師の確保に努めながら順次実施するとともに、経営健全化計画策定において、入院患者数、病床利用率等の目標と取り組みにつき、さらに検討してまいります。</p>	<p>経営健全化計画策定において、入院患者の分析・精査をして、病床利用率・患者数・達成方策を検討してまいります。</p>
4		<p>ii) 外来患者数 外来患者数については、1日平均外来患者数は、平成17年度実績781人から、平成22年度目標755人まで、0.3%減少する計画となっている。これは、二次医療・急性期医療に医療資源を重点配置し、外来患者数は現状水準並みとする、という八尾市立病院の経営方針を反映しており、医療連携推進という国の方針に沿ったもの</p>	<p>経営健全化推進会議において、外来診療の課題と改善策につき検討を行っており、医師の確保に努めながら順次実施するとともに、経営健全化計画策定において、外来患者数、地域</p>	<p>経営健全化計画策定において、外来患者の分析・精査をして、地域医療連携のあり方などについて検討してまいります。</p>

		<p>とも言える注意すべき点は、外来患者数を現状水準並みで維持するとしても、中身の患者層については変えていくべき必要があるという点である。(i)に計画しているように入院患者数を伸ばすのであれば、患者層としては、入院へとつながるような、医療必要度の高い外来患者の割合を増やすことが重要となる。そのためには、地域医療機関との連携が鍵を握る。医療必要度の高い患者を積極的に紹介してもらい、八尾市立病院での治療が終了した患者については、紹介元の地域医療機関へと逆紹介することで、全体としての外来患者数を増減させずに、八尾市立病院の本来機能である高度医療に専念することができる。</p> <p>従って、外来患者数の計画進捗を管理する際には、外来患者の総数だけでなく、診療単価、紹介率・逆紹介率、入院へとつながる患者の割合、など多面的な分析が必要と考えられる。</p>	<p>医療連携等の目標設定と取り組みにつき、さらに検討してまいります。</p>	
5		<p>イ) 患者一人一日当たり収入の見通し</p> <p>i) 入院患者一人一日当たり収入(入院診療単価)</p> <p>八尾市立病院の行為別収入の構造は、人員体制・設備等の充実を反映させた単価が高く、手術・検査等の診療から上がってくる単価が低めである、ということが確認できる。従って、患者単価上昇に向けて力を入れるべき方向性は、医療必要度の高い患者の割合を高めることと、それに伴う手術・検査など診療行為に関する収益を増加させることであると言える。</p> <p>ただし、診療報酬は将来的にも低減傾向が想定される中、これら収益の上昇を図ることは容易ではない。このため、八尾市立病院の特徴、近隣競合との差異を意識しつつ、どういった患者層・疾患を中心に、単価上昇に結びつけるのか、といった診療科別の行動計画が必要と考えられる。</p>	<p>経営健全化推進会議において、看護体制の充実等による入院収益の拡大を検討しており、必要なスタッフの確保に努めながら順次実施するとともに、経営健全化計画策定において、入院収益の目標設定と取り組みにつき、さらに検討してまいります。</p>	<p>経営健全化計画策定において、入院患者の分析・精査をして、単価上昇に結びつく診療科別の行動計画策定をしてまいります。</p>
6		<p>ii) 外来患者一人一日当たり収入</p> <p>今後の展望としては、病診連携の更なる推進によって、医療必要度の高い患者割合を高めること、その参照指標として、紹介率の動向を注視していくことが必要と考えられる。また、DPC適用に向けて検査等の外来化を推進する必要もあり、それら取り組みが進むにつれて、外来単価は徐々に上昇していくと期待される。</p>	<p>経営健全化推進会議において、高度医療機器の稼働率向上、DPC導入時の検査等の外来化推進等を検討しており、これらを順次実施するとともに、経営健全化計画策定において、外来収益の向上につき、さらに検討してまいります。</p>	<p>経営健全化計画策定において、外来患者の分析・精査をするとともに、DPC導入時の検査等の外来化を一層推進するなど、外来患者の診療単価のアップにつとめてまいります。</p>
7		<p>③ 計画値の検証－材料費</p> <p>材料費は、診療材料費や医薬品費から構成されており、医業収益の増加に伴って、材料費支出も増加する変動費としての性格を持っている。その際、患者一人一日収入(以下、患者単価)が増加するにつれ、収益に占める材料費比率の割合が高くなる傾向にある。急性期病院の傾向として、患者単価が高くなるにつれ、単価中に占める手術収入や投薬収入の割合が高まり、それらの診療行為に必要な診療材料費や医薬品費の支出も増加するからである。特に、八尾市立病院においては、患者単価上昇の中心として手術収</p>	<p>経営健全化推進会議において、後発医薬品の採用率向上、材料費比率の適正化につき検討しており、診療局や看護部等関係部署、薬事委員会等で引き続き協議を行いながら、経営健全化計画策定において目標設定を検討してまいります。</p>	<p>経営健全化計画策定において、材料費の分析・精査をして、材料費比率の適正化をはかるとともに、後発医薬品の導入に向けて診療局や看護部等関係部署で協議をするとともに、それらの協議をもとに薬事委員会、経営健全化推進会議で目標設定を検討してまいります。</p>

		<p>入等を伸ばすことが求められており(上記②参照)、同規模病院との対比を見ても、材料費比率は増加余地が大きいと考えられる(下記表:同規模病院との比較、参照)。</p> <p>そうした観点から見ると、入院患者単価で14.4%の増加(平成17年度37,177円から平成22年度42,514円)が計画されているにも関わらず、逆行する形で、材料費比率の低下を見込むのであれば、達成に向けた強力な施策が必要と考えられる。八尾市立病院では、このような材料費比率の低減をもたらすため、後発医薬品採用促進などに取り組むとされている。しかし、現段階での八尾市立病院の後発医薬品採用率は決して高くなかった。病院側では、後発医薬品の採用促進については、DPC導入を視野に入れつつ検討を進めているとのことであった。その際、材料費抑制策の柱として取り組むのであれば、採用率の数値目標、計画達成期限などの定量目標化を検討すべきと考えられる。もちろん、医療面への配慮から後発医薬品採用を数値目標化することへの議論は生じるであろう。その点も含めて、病院経営上、材料費抑制をどう考えるかの方針について、院内の合意形成が必要と考えられる。こうした面からも、中長期計画立案プロセスは、病院経営幹部と医療現場の共通認識に立つ必要性が確認できる。</p>		
8		<p>④ 計画値の検証－職員給与費</p> <p>職員給与費についての課題は、以下の二点が挙げられる。</p> <p>第一に、病院における職員数や職員給与費の計画は、患者数・医療収益等の業務量に応じて弾力的に運用される必要があるという点である。自治体病院は、地方公営企業であるため、予算・定数といった制約を受ける点は止むを得ないが、制度環境や地域医療需給などの外部環境変化に対する迅速な対応は不可欠である。例えば、2年に一度改定される診療報酬制度は、配置職員数と診療報酬点数を連動させる場合がある。また、地域医療需要減退によって患者数の減少した診療科があれば、定数にこだわらない柔軟な運用が求められるであろう。</p> <p>課題の第二番目は、職員給与費は委託費とのバランスで見えていく必要があるという点である。八尾市立病院においては、PFI事業にて広範囲の業務委託を活用しており、内部の職員給与費としては計上されないが、外部委託業者への委託費として、少なからぬ人的コストが計上されている。</p>	<p>経営健全化推進会議において、診療報酬制度に対応した収益向上と職員配置について分析・検討しており、経営健全化計画策定において、職員の適正配置をさらに検討してまいります。</p>	<p>経営健全化計画策定において、各部門の費用対収益を分析・精査して、職員の適正配置を検討してまいります。</p>
9		<p>⑤ 計画値の検証－経費</p> <p>「経費」を分析する際にポイントとなるのは、以下の四点である。</p> <p>第一は、「経費」という幅広い項目が存在するが、最も注目すべきなのは八尾医療PFI株式会社に対する委託費である。同項目は、経費のうち約8割を占める一方、内容が広範囲に渡り、他の経費項目に比べて判断しづらい。また、計画値も八尾医療PFI株式会社から提出された数字であり、八尾市立病院策定のものではないという要因もある。</p>	<p>経営健全化計画策定において、財務分析などを行い、業務要求水準を検証することにより、PFI事業における委託費の適正化を図ってまいります。また、医療機器の更新等については、院内の医療機器整備委員会とも連携し、引き続き更新計</p>	<p>経営健全化計画策定において、財務分析などを行い、業務要求水準を検証することにより、PFI事業における委託費の適正化を図ってまいります。また、医療機器の更新等については、院内の医療機器整備委員会とも連携し、更新計画を検証</p>

		<p>ポイントの第二は、この委託費は変動費的な要素が大きいという点である。委託費の中には、清掃委託や警備業務など固定費的な項目もあるが、検査委託・滅菌委託など業務量に応じて変化するものも多い。現在の計画値は、上記②で見た患者数(平成 22 年度には病床稼働率 95%)を前提に計画されたものであるが、これらの想定業務量が上下すれば、委託料も上下する性質を持っている。また、その価格の適正性については、「自治体が自ら行うよりも効率的」であるか否かという点が重要な観点となる。従って、委託費については、計画対比での予算超過・予算枠内を議論するのではなく、VFM・財務分析等に基づいた、検証・対策が必要となってくる。</p> <p>ポイントの第三は、PFI向け委託費は内訳についての分析が必要という点である。例えば、現在の計画では、平成 22 年度にPFI向け委託費が急減する見込みとなっている(前年度対比 187 百万円、12.1%の減少)。その理由として、医療機器の入れ替えに伴い保守点検費用がかからない年度にあたるため、とのことであったが、「PFI事業者の立案した計画であり、企業秘密に属する」という理由で詳細確認はできなかった。外部向け公表の可否は別として、市職員側で計画内容を検証し、随時見直しを促すことが必要と考えられる。</p> <p>ポイントの第四は、委託費については、財務バランス上の適正水準に収まっているか否かという視点も重要なことである。委託範囲を増やすことによって、人件費が削減されているのであれば財務バランス上は問題無いとも言える。平成 15 年度から 17 年度にかけて、委託費は 908 百万円増加しており、要因としては、病院移転前後で建物面積が 2.2 倍になったことや、電子カルテシステム導入に伴う保守委託料の増加、PFI事業に伴う委託業務範囲の拡大など様々な理由が推察される(委託費の内訳については、PFI事業者の企業秘密であるとして開示が得られなかった)。他方で、この間、事務員・労務員の人的コストは、113 百万円の減少にとどまっているため、両者を併せた費用額は 795 百万円の増加となっている。</p> <p>重要なのは、中長期計画における委託費の適正水準化であり、ここでは、以下の点を指摘しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 本来的には、増加した委託費を回収するべく、収益拡大を図ることが期待される。このため、収益計画は“努力目標”に留まらない、実現可能性や達成施策を伴ったものであることが望ましい。収益計画が“努力目標”であるならば、委託費等の削減についても“努力目標”を設定しておく必要があるが、それでは計画と現実の乖離が大きくなる懸念がある。</li> <li>ii) 委託費の適正水準化に際しては、医事・給食・検査など個々の委託業務毎の分析とコスト低減策の検討が望ましい。</li> <li>iii) その際、該当する委託項目について、委託費だけを見るのではなく、委託に伴って削減可能な人件費、材料費などの総額が、そこから得られる収益や便益に見合った水準となっているか、とい</li> </ul>	<p>画を検証してまいります。</p>	<p>してまいります。</p>
--	--	---	---------------------	-----------------



			う視点が必要である。すなわち、項目毎の原価計算実施が望ましい。		
10			<p>⑥ 計画値の検証－減価償却費</p> <p>減価償却費を見る際には、以下の点がポイントとなる。</p> <p>第一に、建物等の減価償却費は、削減困難な固定費として、長期間に渡り病院損益を圧迫していくであろうこと。第二に、医療機器の更新投資は不透明要素であり、更新が集中する平成22年度を前に、具体的な検討を積み重ねていく必要がある、という点である。注意が必要なのは、計画における医療機器の更新投資額は、八尾医療PFI株式会社の計画に基づいているが、その前提となる計画は、新病院建設計画(平成15年8月)であり、新病院移転後の診療科体制・収益費用構造・環境変化を折り込んだものとなっていない点である。更に、投資額の前提となる業務量は、目標病床稼働率95%を前提にしている点も、他の費目同様に注意すべき点である。従って、実際の投資案件検討に際しては、環境変化に併せた個別具体的な分析・検討が必要である。</p>	<p>経営健全化計画策定において、医療機器の更新等について業務量などを精査する中で、引き続き検討してまいります。</p>	<p>経営健全化計画策定において、医療機器の更新等について業務量などを精査する中で、検討してまいります。</p>
11	(3)今後の課題	<p>① 体系的な計画立案の必要性</p> <p>現行の中長期計画は、財政収支の「試算」として位置づけられている。従って、中長期計画のあるべき姿である、「理想と現実の格差を克服するための行動計画」としての機能が弱い。この点を改善するためには、体系だった中長期計画を立案していくことが望ましい。</p> <p>ア)現状分析</p> <p>中長期計画立案に際しては、八尾市立病院を取り巻く内外の環境についての現状把握を出発点とする必要がある。具体的には、以下のような項目が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療需要動向、他医療機関動向などの分析、八尾市立病院の得意分野を踏まえたポジショニング、診療報酬制度など将来の制度環境への対応課題など。</li> <li>・財務分析、生産性・効率性分析、診療科別損益分析など。</li> <li>・職員モチベーション、部門別課題、業務プロセス上の課題など。</li> </ul> <p>イ)病院理念・あり方との整合性</p> <p>現状分析と並行して、病院理念やあり方から得られる将来の方向性についての再確認も必要である。それは開設者や関係機関、病院経営幹部の想定する方向性といった要素を盛り込みつつ、現状と理想のギャップを明らかにする過程でもある。現状分析を伴わない理想だけでは現実から乖離するが、関係者の方向性を反映していない計画は、実効的な成果を挙げる可能性が低く、両者は計画立案の前提条件と言える。</p> <p>ウ)中長期計画の策定</p> <p>ア)、イ)から得られた課題を、優先順位に基づいて行動計画へと落とし込んだものが中長期計画である。大切なのは、優先順位づけら</p>	<p>国の医療制度や公立病院の改革の動きが進む一方、医師の充足の見通しも不透明な状況から、長期的な経営計画の策定は難しい面がありますが、国の公立病院改革ガイドラインに沿って、現下の状況の中で、公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、収支改善目標及び行動計画の策定を引き続き進めてまいります。</p>	<p>国の医療制度や公立病院の改革の動きが進む一方、医師の充足の見通しも不透明な状況から、長期的な経営計画の策定は難しいと思われませんが、現下の状況の中で、公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、経営健全化への取組みを通じ、診療科別・部門別の課題の分析と改善策の検討、及びこれらに基づく収支改善目標及び行動計画の策定を進めてまいります。</p>	

		<p>れた行動計画であること、達成に向けた数値目標、期限目標などが盛り込まれたものであることである。なお、中長期計画の財務数値を反映させたものが収支計画である。収支計画は、計画策定後は数値目標となるものの、数字合わせが先行しないように注意が必要である。</p> <p>エ)部門別計画・アクションプランとの連携 最後に重要なのが、病院全体の中長期計画と一体を成すものとして、部門別計画・アクションプランを策定することである。病院組織は、高度に専門化された職能集団から構成されているため、全体計画だけでは、各自が取り組むべき行動が分かりづらい。そこで、病院全体の中長期計画を落とし込んだ部門別計画を策定することで、各職員別の活動にリンクした計画遂行活動が展開できると考えられる。八尾市立病院では、既に部門別計画を策定しているとされるが、同院の場合、八尾医療PFI株式会社との連携も重要であるため、中長期の部門別計画も、両者一体となって策定されることが望まれる。</p>		
12		<p>② 計画遂行体制について 計画は立案することが目的ではなく、行動していくための指針となるべきものである。計画遂行に際しては、組織体制の整備や組織風土の変革が必要であり、その過程自体が組織を強化していくことにもつながる。計画遂行に際しては、以下のような行動様式、組織体制が望ましい。</p> <p>ア)PDCAサイクルの確立 計画は病院経営遂行の上での目標であり指針となるものであるが、ひとたび計画が動き出すや否や現実との乖離が生じることが避けられない。計画と現実が乖離する要因は、外部環境変化の場合もあれば、病院自身の内部要因の場合もある。このため、中長期計画については定期的な見直しを行いつつ、計画と現実のズレの要因を分析・検証し、活動方針修正・計画変更などの対策を施す必要がある。これが Plan-Do-Check-Action のサイクル(=PDCAサイクル)と呼ばれるものであり、八尾市立病院においても、PDCAサイクルの確立により、計画と実行の好循環を構築することが期待される。</p> <p>イ)経営管理体制の整備 中長期計画などの経営改善に際しては、上記のPDCAサイクルを追求する専門のプロジェクトチーム・委員会を設置して、目標管理・軌道修正を行うことが重要である。八尾市立病院では、市立病院行財政改革(経営健全化)推進会議が設置され、経営改善を集中的に取り扱う部門として期待されている(平成18年8月から活動開始)。他方で、経営管理を支える事務職員の配置体制についても、検討が必要である。八尾市立病院の事務職員は数年の在職期間で人事異動となって、八尾市立病院から離れてしまうからである。病院経営は専門知識が必要であり、市職員が本来の能力を</p>	<p>経営健全化計画については、平成20年度以降も経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証しながら、新たな改善策について引き続き検討してまいります。</p> <p>事務局の職員については、スキルアップをはかり、引き続き人材育成に努めてまいります。</p>	<p>経営健全化計画については、平成20年度以降も経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証しながら、新たな改善策について検討してまいります。</p> <p>事務局の職員については、スキルアップをはかり、人材育成に努めてまいります。</p>

			<p>発揮するには一定期間の勤務経験に基づいたノウハウ蓄積が必要である。また、病院職員の大多数を占める医療職からの信頼を得るためにも、事務職員の頻繁な異動は望ましくない。PFI事業に対するモニタリング精度向上のためにも、病院事業、委託事業に精通した市職員も欠かせない。こうした観点からも、経営管理・事務管理を扱う職員については、在任期間長期化、専門職員の採用といった検討が必要と考えられる。</p>		
13			<p>③ 将来のあり方の検討  中長期計画の立案・改善活動と並行して、八尾市立病院そのものに対する将来的なあり方の検討が必要である。あり方の検討は病院の根本理念にかかわるものであるため、病院にかかわる多数の関係者の意見を調整しつつ、時間をかけて進めるべきテーマと考えられる。具体的には、以下のような項目が必要と考えられる。</p> <p>ア) 将来のあり方の検討  ここでは、八尾市立病院の位置づけ、果たすべき役割、民間との分担・連携といったグランドデザインを描くことが求められる。そのための基礎データは、八尾市立病院自身の現状分析が出发点となるが、それ以外にも、地域医療、救急体制、介護福祉との連携といった様々な課題を整理し、八尾市民が運営する自治体病院は、いかなる病院であるべきか、という観点からの議論が必要となる。</p> <p>イ) 運営形態の検討  将来のあり方が定まると、それをいかにして達成していくか、という手段についての検討が必要になる。自治体病院を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、病院としての自律的・弾力的な経営ができる体制を整えることが望ましい。具体的には、経営に関する広範な権限を有する経営監の設置や、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人等の検討が必要となると考えられる。</p> <p>八尾市立病院がPFI事業を導入し、効率的経営に向けて取り組んでいる点は評価できる。ただし、PFI事業は、病院の業務のうち、管理運営業務を担っているに過ぎず、病院事業全体に及ぼす影響は限定的である。PFI事業とこれら運営形態とは両立可能なものであり、PFI事業での取り組みを進めながら、運営形態の検討を進めることは問題ないと考えられる。</p> <p>ウ) 検討会設置について  以上のような検討は、もちろん、八尾市立病院単独で進められるテーマではない。八尾市立病院を取り巻く、幅広い関係者の意見集約が必要と考えられる。現在、議会には病院事業運営特別委員会が、庁内にも病院事業運営検討会が設置されているが、地域医療関係の代表者、市民代表・有識者などを交えた検討会設置も有意義と考えられる。</p> <p>繰り返しになるが、自治体病院をめぐる環境はますます厳しくなっている。財政的な環境だけでなく、医師確保・政策医療遂行といった市民向け医療サービスの提供維持も困難を増しており、自治体</p>	<p>国のガイドラインを踏まえ、当面は、公的病院として市民の信頼に応えるべく、経営健全化のための内部努力の成果を検証しながら、運営形態について引き続き検討してまいります。また市立病院の将来のあり方については、医療制度改革や公立病院の改革に関する今後の国の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、近隣の自治体・民間病院の動向などを勘案しながら、診療機能・経営形態・運営体制等々、各方面の意見を聞きつつ引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>当面は、公的病院として市民の信頼に応えるべく、経営健全化のための内部努力の成果を検証しながら、運営形態を検討してまいります。また市立病院の将来のあり方については、医療制度改革や公立病院の改革に関する今後の国の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、近隣の自治体・民間病院の動向などを勘案しながら、診療機能・経営形態・運営体制等々、各方面の意見を聞きつつ検討を進めてまいります。</p>

		<p>病院の存在意義すら問われかねない時代になりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市立病院で果たすべき医療機能</li> <li>・望ましい運営形態</li> <li>・八尾市としての財政負担の考え方</li> </ul> <p>など、さまざまな点についての議論活性化を通じて、真に市民支持に基づいた、八尾市立病院運営が達成されることが期待される。</p>		
--	--	---	--	--

6. 診療報酬請求事務(措置済み)

7. 未収金管理(取り組み済み)

8. 材料費及びたな卸資産(取り組み済み)

9. 医療機器等

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H20.1.21までの措置の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)固定資産管理	<p>八尾市立病院会計規則第 95 条により、毎事業年度少なくとも 1 回固定資産台帳と固定資産を実地に照合しなければならないとされている。また、八尾市財務規則第 180 条により、備品には備品整理票を貼付するなどの方法により備品番号等を表示しなければならないとされている。</p> <p>そこで、これらの規定どおりに現物管理が適切に行われているかを検証するため、企画経理係の固定資産台帳より医療機器 4 件、リース機器一覧表よりリース機器 4 件を抽出し、現物確認を実施した。なお、抽出した 4 件の医療機器のうち 2 件については固定資産台帳上一式として計上されていたため、その内訳明細を入手し、その明細より、それぞれ 3 件及び 4 件を抽出して現物確認を実施した。</p> <p>現物確認の結果、現物はすべて確認できたが、医療機器 3 件につき、備品整理票が貼付されておらず、また、医療機器 1 件については貼付されている備品整理票の番号と八尾医療PFI株式会社の備品リストの備品整理番号とが一致していなかった。また、抽出した機器以外にも備品整理票が貼付されていないものもあり、適切な現物管理が実施されていない状況であった。</p> <p>八尾市立病院では、固定資産の現物管理について八尾医療PFI株式会社任せしている状態であるが、現物管理に関する役割分担についての明確な規定等はなく、また、八尾市立病院の八尾医療PFI株式会社の現物管理に対するモニタリングも十分に実施されていないかった。</p> <p>八尾市立病院と八尾医療PFI株式会社の業務分担を規定上明確にしたうえで、八尾医療PFI株式会社の現物管理の実施状況に対する十分なモニタリング体制を構築すべきである。</p> <p>なお、八尾市立病院は今回の監査の過程での指摘を受けて、八尾医療PFI株式会社に対し、現物管理の指導を行っているとのことである。</p>	<p>購入から廃棄までを定めた医療機器備品管理マニュアルを作成しました。マニュアルに基づいて業務を行なうと共に、SPCによるセルフモニタリング及び病院側によるモニタリングを実施しております。(措置済み)</p>	<p>今回の監査結果を受け、改めて機器と整理票の再点検を実施いたしました。</p> <p>物品管理の分担に関しては、PFI業務の「設備維持管理業務」で備品の管理を、「医療機器の整備管理業務」で医療機器の管理を、また、「総合医療情報システムの運営・保守管理業務」で情報機器の管理を実施しております。</p> <p>購入から廃棄までの役割分担については、改めて役割分担を明記したルールを作成中です。また備品の管理については、今年度の作業計画を作成し、業務を進めております。</p> <p>双方の役割を明確にすると共に、SPCによるセルフモニタリングの強化を求め、併せて病院側によるモニタリングを行ってまいります。</p>

## 10. 人件費

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H20.1.21までの措置の内容と改善の方針	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)手当の所属長の承認	<p>手当については通常、月末に各個人が1ヶ月の超過勤務等の実績報告書を作成し、所属長が承認の上、人事係が支払手続を行うこととなっている。</p> <p>手当の支給手続が適切に行われているかを確認するため、平成18年3月に支給された手当について実績報告書を確認したところ、実績報告書の作成や所属長の承認に不備があるものが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外手術・分娩手当(超過勤務手当)</li> </ul> <p>実施者本人からの申請でなく、手術室(分娩については産婦人科)職員が、時間外手術、分娩の状況を調べ、実績報告書を作成している。作成者の記名なく、所属長の承認印はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線取扱手当(特殊勤務手当)</li> </ul> <p>実施者本人からの申請でなく、実施者が所属する部署の一職員が、所属部署の職員全員の特殊勤務の状況を調べ、実績報告書を作成している。部署により、作成者の記名がないものがある。また、所属長の承認印はない。</p> <p>上記は、診療科が複数にまたがり、全てについて所属長の承認をもらうには時間を要するなど、通常の実施者の申請、所属長の承認という本来の手続を行おうとすると業務が煩雑になり時間もかかるため、このような申請の仕組みになっているとのことである。しかし、実施者本人からの申請でなく第三者の承認もないため、データの信頼性、客観性に乏しく、八尾市立病院会計規則 37 条で定められている債務の確定の要件に欠けている。</p> <p>事務処理の効率化のため所属部署の職員が一括して実施報告書を作成するのであれば、所属長より承認を得よう改めるべきである。また、実施報告書の作成者を明らかにしておく必要がある。</p>	平成19年9月勤務分から、各手当の実績報告書に作成者の記名を行なうよう措置しております。(措置済み)	八尾市立病院会計規則第37条の債務の確定要件を一層確実なものとするため、時間外手術・分娩手当(超過勤務手当、医師のみ)、放射線取扱手当の実績報告書については、平成19年1月勤務分から、それぞれ所属長の「承認印」を得るように改善を行ないました。なお、作成者の記名についても、早急に改善するよう検討しております。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(4)職員数の見直し	平成 16 年度より新病院が開院し、病院の維持管理・運営については八尾医療PFI株式会社が実施することとなった。旧病院とは設備や診療科の体制が異なり、一概に比較することはできないが、委託料は平成 15 年度の 469 百万円から、平成 16 年度では 1,293 百万円と 2 倍以上に増加している。旧病院において病院が購入していた給食材料、医療消耗備品費が現在では八尾医療PFI株式会社への委託料に含められているが(参考数値:平成 15 年度給食材料及び医療消耗備品費実績 68 百万円)、それ以外の増加については旧病院で病院事務、労務職員が実施していた業務のうち多くの部分を八尾医療PFI株式会社が実施するようになったことが要因の一つであると考えられる。 一方、事務、労務職員数は、平成15年4月1日現在の38人から平成18年4月1日現在では26人まで減らしてはいるが、八尾医療PFI株式会社に業務を移管した部分について、さらに職員削減の余地がないか、再度見直す必要がある。	医療制度の改正や診療報酬の改定に対応した経営健全化計画を策定する中で、収支改善をはかるため、必要な部署には適正な人員の配置、不要な部署での人員の削減等、効率的な業務運営を行うための適正な配置に引き続き努めてまいります。	事務改善と効率化をはかりながら、職員の適正配置につとめてまいります。
2	企画運営課	(5)常勤医師の有効活用と説明責任	八尾市立病院の医師 1 人 1 日あたり患者数は新病院では旧病院と比べ減少している。これは、急性期病院への診療方針の転換に伴う外来患者数の減少、移転に伴う制限や医師の欠員といった状況変化により入院患者の増加が伸び悩んだこと、高度医療の進展に伴い患者の診療時間や対応時間が長くなってきていることなども関係していると考えられる。 八尾市立病院は、診療科ごとの医師の不足数を算定した資料を作成しているが、この資料は将来の診療機能と診療方針に裏付けられた診療体制に基づいた医師数とのことであるが、必ずしも明確で客観的な算出根拠によって算定された資料とは言いがたい。 医師数が不足し、これを拡大しようとするのであれば、下記の事項に留意し、客観的かつ合理性ある根拠資料を作成する必要がある。 ①診療機能の視点から ・現在の診療体制とあるべき診療体制とのギャップ ・その中で不足する医師の専門分野あるいは人員体制 ②経営的な視点から 医師数を増加させた場合の収入や関連コスト、利益の増加予測	医療を取り巻く環境は大きく変革しており、経営健全化計画を策定する中で、診療方針や経営計画、経営形態、自治体病院の使命と役割、医療連携等々を検証し、適正な医師の人員体制を引き続き検討してまいります。	医師数については、本院の診療機能とそれを実現するための将来的な診療体制から算出しているものであり、さらに中期的な収支試算の中に織り込むことにより経営的な視点での検証を加えております。 ただ、医療を取り巻く環境は大きく変革しており、経営健全化計画を策定する中で、診療方針や経営計画、経営形態等々の検証とともに、医師の人員体制についても今後検討していく必要があると考えております。

## 11. 総括意見

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H20.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	総括意見	<p>八尾市立病院においては、地域の中核病院として救急医療や急性期医療の充実に努め、「安全で親切的な医療」を提供することが何よりも優先されることはもちろんであるが、それに加えて、新病院移転後に悪化した収支の改善を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>そのためには、収支改善計画を立案しその達成に向けた活動が必要となるが、中長期計画を「絵に描いたモチ」とせず計画を達成するためには、全体計画を部門別の計画に落とし込んだ上で、医療現場と連携して各部門の行動計画を策定し、さらにその実施状況を定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>またPFI事業の適用に関しては、次のような課題がある。通常のPFI事業においては、地方自治体と民間事業者の間でリスク分担を行い、民間事業者に採算の一部又は全部の責任を負わせることによって、民間事業者に収支改善のインセンティブを与え、民間事業者の創意工夫を促す仕組みをとり得る。しかし、病院PFIにおいては、民間事業者は診療行為を行うことができない、という法的な制約があることから、通常のPFI事業と異なり民間事業者に対して病院全体の収支改善に対する責任を負わせる仕組みになっていない。このことが病院PFIの特徴であり、それゆえモニタリング機能が十分に働かない場合には、PFI導入の目的である民間事業者の創意工夫が発揮されないおそれがあるため、結果数値による評価を含めたモニタリング機能を強化する継続的な努力が必要である。</p> <p>また、医薬品の調達等の民間事業者の業務について、現在のところは旧病院において事務を担当していた職員が新病院に在籍しているため、民間事業者との交渉やモニタリングにあたって旧病院における経験を生かしているが、今後、職員の人事異動に伴い、経験のない職員に交代した際、民間事業者が実施している業務について、民間事業者に「まかせきり」で牽制が効かないことにならないように、モニタリング機能を十分果たせるような仕組みを構築しておく必要がある。</p> <p>八尾市立病院が期待される役割を果たし、かつ、経営的な安定を図るためには、八尾市、八尾市立病院、関係者を交えて、中長期的な八尾市立病院のあり方についての検討を実施することが必要である。そのためには、八尾市立病院の位置づけ、果たすべき役割、地域医療との連携のあり方などを明確にした上で、八尾市立病院の現状とのギャップを明らかにし、あるべき病院像をいかに達成するかという手段を立案していく必要がある。</p> <p>その際には、病院の自主的・弾力的な運営のための制度として、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化など、運営形態についての検討を行うことも必要であろう。</p>	<p>公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、経営健全化推進会議の取り組みを通じ、診療科別・部門別の課題の分析と改善策の検討、及びこれらに基づく収支改善目標及び行動計画の策定を引き続き進めるとともに、計画策定後も、経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証してまいります。</p> <p>PFI事業におけるSPCの収支改善へのインセンティブについては、改善提案による効果が認められた場合は貢献度を勘案することができると規定されており、インセンティブも与えられるような仕組みとなっております。</p> <p>また責任分担の側面からも、モニタリング機能の重要性については認識しており、今後ともモニタリング機能の強化に向けて引き続き継続的な努力を行ってまいります。</p> <p>なお、モニタリングは「サービス受益者(利用者や職員)」が実施するものとされており、病院の場合は患者、サービスの利用者としての職員の視点で評価するもので、高度な専門性は求められないものであります。このため、病院各部署の職員により事業評価部会が設置され、SPCのセルフモニタリング、病院による定時・随時モニタリングというモニタリングの仕組みが構築されているところであります。</p> <p>市立病院の将来のあり方につきましては、国のガイドラインを踏まえながら、今後の医療制度改革や公立病院改革に関する今後の国の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、近隣の自治体・民間病院の動向などを勘案しながら、診療機能・経営形態・運営体制等々、各方面の意見を聞きつつ引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、経営健全化推進会議の取り組みを通じ、診療科別・部門別の課題の分析と改善策の検討、及びこれらに基づく収支改善目標及び行動計画の策定を進めるとともに、平成20年度以降も経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証してまいります。</p> <p>PFI事業におけるSPCの収支改善へのインセンティブについては、改善提案による効果が認められた場合は貢献度を勘案することができると規定されており、インセンティブも与えられるような仕組みとなっております。</p> <p>また責任分担の側面からも、モニタリング機能の重要性については認識しており、今後ともモニタリング機能の強化に向けて継続的な努力を行ってまいります。</p> <p>なお、モニタリングは「サービス受益者(利用者や職員)」が実施するものとされており、病院の場合は患者、サービスの利用者としての職員の視点で評価するもので、高度な専門性は求められないものであります。このため、病院各部署の職員により事業評価部会が設置され、SPCのセルフモニタリング、病院による定時・随時モニタリングというモニタリングの仕組みが構築されているところであります。</p> <p>市立病院の将来のあり方につきましては、医療制度改革や公立病院改革に関する今後の国の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、近隣の自治体・民間病院の動向などを勘案しながら、診療機能・経営形態・運営体制等々、各方面の意見を聞きつつ検討を進めてまいります。</p>